

総務省「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業」

公募要領

1 事業の内容

放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業（以下「本事業」という。）は、コンテンツを通じて自然、文化、地場産品・農産品等の日本各地の魅力を海外に発信し、地域からの情報発信を強化することにより我が国に対する関心を高めて海外から各地域に需要を呼び込み、インバウンドやアウトバウンドの好循環を創出することで地域経済の活性化を促進することを目的に、情報発信に係る費用を補助（補助金交付）するものです。

2 事業の実施に関する規定等

（1）本事業の実施に関する規定

本事業は、本公募要領の定めによるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日総情促第28号）、情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付規程（放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業）及びその他の法令の定め¹により実施します。

（2）本事業の事務局

本事業については、総務省から委託を受けた株式会社読売広告社が執行団体として事務局を務め、補助の対象となる事業の募集・決定、補助金の交付決定・交付等をはじめとする一切の事務を行いません。

3 本事業で支援の対象とする事業（対象事業）

（1）対象事業の内容

- ① インバウンド又はアウトバウンドの好循環の創出による地域経済を活性化することを目的に、地方公共団体や観光地域づくり法人、観光協会、その他の観光産業、農林水産業、地場産業等の機関・団体等（以下「地方公共団体等」という。）との連携の下、自然、文化、地域産品・農産品等の日本各地の魅力を伝えるコンテンツを海外の放送局等と共同で制作（国際共同制作）し、同放送局等を通じて放送^{（注）}することにより情報発信を行う事業

（注）一定の視聴者数を確実に確保することが期待でき、放送と同等の影響力があるとみなすことができる動画配信サービスも含むものとする。ただし、YouTube等のユーザ投稿型の動画共有サービスは除く。

¹ <https://elaws.e-gov.go.jp>,
https://www.soumu.go.jp/main_content/000738708.pdf

- ② 情報発信の効果を高めるため、現地でのイベント開催等、①の情報発信と連動して行う事業（以下「連動事業」という。）

(2) 対象とする実施者

地方公共団体等と連携した放送事業者（キー局を除く）、映像制作事業者等

(3) 情報発信の対象とする国・地域

- ① 訪日外国人観光客の増加又は地域産品・農産品等の消費・輸出拡大が期待できる国・地域
 ② 地方公共団体等が観光戦略等において重点地域と定めている国・地域

(4) 対象事業の実施期間

交付決定を受けた日から令和6年1月31日（水）まで

4 補助の範囲

(1) 補助の対象

対象事業を実施する者等に対して補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の2分の1以下を補助し、最大で4,000万円の範囲で補助金を交付します。

(2) 対象経費

本事業の対象経費は表1のとおりです。

表1：対象経費

区分	内容
(i) コンテンツの制作に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画構成費（調査、脚本等に係る費用を含む） ・ 人件費（出演に係る費用を含む） ・ 機材費 ・ 撮影・編集費 ・ その他（素材使用費、旅費、翻訳・通訳費等）
(ii) コンテンツの放送に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送枠又は配信枠の確保等に係る費用 ・ 広報費（放送または配信に係る広報費・PR費等）
(iii) 連動事業の実施に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画構成費 ・ 人件費 ・ 運営費（会場費、施工費、音響照明費、翻訳・通訳費等） ・ 広報費（連動事業に係る広報費・PR費等） ・ その他（SNS等の情報発信に係る費用等）
(iv) 効果・測定に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査費（視聴率測定に係る経費、連動事業の効果測定に係る経費、調査協力者への謝金等）

(v) その他費用

・その他事業の実施に必要な経費

(3) 対象経費の計上に当たっての留意事項

- ア 消費税は対象経費ではないため、補助金の交付申請の際には消費税を除外する必要がありますが、申請時に消費税仕入控除税額が明らかになっていないもの等については、消費税等仕入控除税額が明らかになった時点で国庫に返還することを条件に消費税を含む額で申請することを認めます。また、海外において付加価値税還付制度が存在し、対象経費に付加価値税を含めて計上する場合は、原則として還付に係る検討等を行い、還付額が明らかとなった時点で速やかに報告してください。必要に応じて間接補助金の減額又は国庫納付を求めます。詳細は別紙を御参照ください。
- イ 対象経費として計上する費用に関して、他の官公庁等からの公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。ただし、地方公共団体等からの支援・協賛金についてはこの限りではありません。
- ウ 補助金の交付決定の前に支出を行ったものは対象経費として計上できません。

(4) 補助金の交付について

- ア 交付する補助金の額は、事業を行うために必要な経費として認めたものに限り、事務局が証憑書類の検査を行って確定します（必要に応じて現地調査を実施します。）。支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- イ 補助金の支払は、原則として補助金の額が確定された後の精算払となります。

5 対象事業の選定

(1) 応募の方法

- ア 対象事業として選定されることを希望する者は、表2に示す応募書類を作成し、期日までに定めた方法により事務局に提出してください。本公募要領に基づき厳正な審査を行い、外部有識者による評価も踏まえ、採択する事業（以下「採択事業」という。）を決定します。

表2：応募書類

応募書類	<ul style="list-style-type: none">・様式第1号_公募申請書 (Word) 別紙 (Excel)・様式第2号_事業概要 (PowerPoint)・様式第3号_実施体制図 (PowerPoint)・様式第4号_実施計画 (Excel)・様式第5号_企画書 (映像コンテンツの構成イメージ等) (PowerPoint)・様式第6号_効果測定・検証 (Excel)・様式第7号_予算計画 (Excel)・様式第8号_見積書 (Excel)・様式第9号_事業の中長期の計画 (Excel)
------	--

	<p>・様式第 10 号_情報通信利用促進支援事業費間接補助金交付申請書(案) (Word) ・財務諸表 (PDF)</p> <p>【任意提出】</p> <p>・地方公共団体等との連携に関する確認書</p> <p>・応募者の映像制作の能力を確認できるダイジェスト映像集 (形式 : MP4、時間 : 3 分以内、容量 : 270MB 以内)</p> <p>※ダイジェスト映像の提出があった場合、7 評価項目 (2) コンテンツの制作に係る評価の参考とします。</p>
応募期間	令和 5 年 6 月 9 日 (金) ~ 7 月 5 日 (水) 正午 (必着)
提出先	<p>【ファイル転送サービスによる提出】</p> <p>以下事務局 HP の URL から応募書類をダウンロードし、必要項目を記入し事務局メールアドレス宛に応募書類をファイル転送サービスで提出してください。応募書類に不備がありましたら、評価を行わずに不採択とする場合がありますので、提出漏れや記載漏れがないか提出前に必ず確認してください。</p> <p>「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業」事務局 HP https://www.y-office2023.jp</p> <p>「放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業」事務局メールアドレス chiiki-information@y-office2023.jp</p> <p>【jGrants (J グランツ) による提出】</p> <p>デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム J グランツ (https://www.jgrants-portal.go.jp) での申請も可能です。</p> <p>なお、J グランツで申請を行った場合は、その旨を事務局まで電子メール (chiiki-information@y-office2023.jp) で連絡してください。</p>

イ 応募書類作成に当たっての留意事項

- ① 応募書類は全て日本語で記載することとし、様式第 1 ~ 10 号はあわせて 26 ページ以内としてください。(様式第 5 号は 9 枚以内としてください。)
- ② 補助金の交付決定後に内容や経費を変更しようとする場合は、原則として事前に事務局の承認が必要(軽微なものを除く。)となりますので、応募書類は関係者と綿密な調整を行った上で作成してください。
- ③ コンテンツの制作等の事業の根幹となる部分を全て委託することは認められません。間接補助事業者は主体的に事業を遂行する体制を構築してください。
- ④ 提出された応募書類については、総務省と共有します。また、応募書類は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除き、情報公開の対象となります。開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲に

ついて第三者意見照会等を行い必要な措置をとった上で、開示することとします。

⑤ 応募書類の作成等に係る費用は、一切請求することができません。

(2) 採択事業の決定の方法

「6 間接補助事業者に求める要件(必須要件)」を全て満たしているかを審査した上で、「7 評価基準」に基づき応募書類を評価し、外部有識者で構成される評価委員会において、国・地域や内容等の事業全体のバランスを考慮しつつ、採択事業を決定します。

なお、応募書類に基づく書類審査を基本としますが、必要に応じて応募者に対するヒアリング審査(日本語)を実施することがあります。

6 事業の実施者に求める要件(必須要件)

- ア 法人であること
- イ 事業を実施するための人員、機材及び財務基盤が確保されていること
- ウ 地方公共団体等と連携していること(地方公共団体等の地域振興戦略と番組で取り上げる地域資源の事前調整、地域資源に関する情報交換、地方公共団体等からの協賛等)
- エ 地方公共団体等との連携により当該地域における情報発信のニーズを的確に把握し、当該地域の魅力を効果的に情報発信が行える映像を制作する能力を有すること
- オ 海外の放送事業者又は動画配信サービス事業者を通じて、海外で放送又は配信が行えること
- カ 連動事業を実施する能力又は実施体制を構築する能力を有すること
- キ 視聴者数、連動事業や地域経済への効果等について定量的かつ客観的に測定できること

7 評価項目

(1) 制作しようとするコンテンツの内容 【重点評価項目】

- ア 地域経済の活性化に資する地域のニーズを踏まえた地方公共団体等と共同した目標が事業目標として明確に設定されているか
- イ 放送又は配信を行う国・地域を選定した理由は明確か
- ウ コンテンツの内容は事業の目標に応じたものであり、テーマが明確になっているか
- エ 構成は適切か(ストーリー性があるか)
- オ 放送又は配信を行う国・地域における興味・関心を踏まえたものとなっているか
- カ 対象とする視聴者層や目標とする視聴者数は明確かつ適切であり、それに応じたジャンルや演出方法となっているか

(2) コンテンツの制作 【重点評価項目】

- ア コンテンツ制作に関する知識や経験を有しており、制作能力が優れているか
- イ 制作工程の各段階で外部の専門家から助言を受ける等、コンテンツの質を高める工夫があるか
- ウ コンテンツの魅力を高めるため、デジタル技術を積極的に活用し、制作の効率化を図る等、先進

的な取組を行っているか

エ インターネットを活用したプロモーションが容易に行えるような工夫があるか

オ 過去に制作したコンテンツを使用する等、既存のコンテンツを流用（素材として一部を使用する場合は除く）するものではないか

(3) コンテンツの発信

ア 海外の放送事業者又は動画配信サービス事業者を通じ、海外で放送又は配信が行える蓋然性は高いか

イ 対象とする視聴者層に応じた発信手段（放送チャンネル、放送時間等）となっているか

ウ 目標とする視聴者数を確保できる見込みはあるか

エ 本事業において新たに制作したコンテンツは海外でのファーストランが前提となっているか

(4) 情報発信の効果を高めるための取組

ア コンテンツの放送又は配信にあわせて、現地における SNS 等を活用した情報発信、関連イベントの開催等、情報発信の効果を高めるための工夫はあるか

イ 在外公館等をはじめとする国内外の官公庁や関係する民間団体・企業との連携はあるか

(5) 事業の効果・検証

ア 訪日観光客の増加、地域産品・農産品の消費・輸出拡大等、事業の目標に応じた定量的な指標を設定しており、本事業の実施によって創出を目指す地域経済の効果は具体的なものとなっているか

イ 地域経済への効果について、複数の指標で定量的に測定を行うことができるか

ウ コンテンツの発信及び連動事業の実施結果が、どのような順序で地域経済等に効果を与えるか明確に説明されているか

(6) 事業の実施体制・実施計画

ア 地方公共団体等をはじめとする関係者と密接な連携体制を構築しているか

イ コンテンツの制作に係るスケジュールは現実的かつ具体的であり、事業期間内に放送又は配信を行い、効果測定を完了させられる計画となっているか

ウ 効率的な予算計画となっているか、特にコンテンツの制作に係る費用は適正か、放送枠や配信枠の確保に支出が偏っていないか

(7) 事業の中長期の計画 【重点評価項目】

ア 地域から海外への情報発信に関し、本事業の成果を中長期の計画において、どのように活用していくか具体的な説明があるか

イ 地方公共団体等から人的・物的な支援を受ける等、将来の事業につながる密接な連携体制が構築できているか

ウ 事業を通じて培った海外の放送事業者又は動画配信サービス事業者との関係を、どのように発展させていくか具体的な計画があるか

エ 本事業の今後の自主的、継続的な取組に向けて、複数の地域（都道府県）の事業者が連携してコ

コンテンツを制作・発信する計画があるか

(8) その他

ア 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト²において、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）に基づく「振興基準」）の遵守を宣言し、取引先等に対して宣言内容を周知しているか

8 採択事業の決定後の流れ

採択事業として決定された応募者に対しては採択候補となった旨を通知しますので、定められた様式により事務局に対して速やかに交付申請を行ってください。交付申請があった者に対し、補助金の交付決定を行います。

なお、採択事業については、総務省のウェブサイトにおいて、概要（目的とする効果を含む）、実施者の名称、放送又は配信を行う地域等を公表します。

9 スケジュール（想定）

令和 5 年 6 月 9 日～7 月 5 日 正午	応募書類の受付
7 月上旬～7 月下旬	応募書類審査、ヒアリング
8 月上旬	採択事業の決定・公表
8 月中旬	交付申請の受付・交付決定（事業開始）

10 実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の進捗状況等について、事務局から実施者に対して定期的に確認を行います。また、必要に応じ、随時の報告を求めることがあります。報告の内容については総務省とも共有します。
- (2) 本事業の効果について、事業終了後も事務局又は総務省から報告を求めることがあります。
- (3) 事業終了時における実績報告書の提出において、本事業で制作した番組（連動事業等で制作した動画等も含む）のダイジェスト映像（3分程度）の提出及び総務省が使用することの許諾を求めます。
- (4) 本事業の実施に係る経理に関しては、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存する必要があります。
- (5) 本事業が適切に執行されているか又は執行されたか確認するため、事務局のほか、総務省、会計検査院等が実施者に立入検査を行う場合があります。本事業の実施に関する規定に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告等）が確認された場合は、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

² <https://www.biz-partnership.jp/>

- (6) 本事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、本事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければなりません。
- (7) 本事業の実施により財産権が新たに発生した場合は、その権利は実施者に帰属するものとします。ただし、本事業者円滑に実施する目的の範囲内において、事務局及び総務省は自ら又は第三者による当該財産の利用を求めることがあります。
- (8) 本事業の実施における申請書や報告書の作成、検討の対応、財産の管理等に係る費用は、実施者が自ら負担する必要があります。
- (9) 本事業により制作したコンテンツの活用によって相当の収益が生じたと認められる場合（収益が国庫補助金の確定額を上回る場合等）は、国庫補助金に相当する額の全部又は一部に相当する金額（ただし、間接補助金の確定額の合計を上限とする。）の納付を求める場合があります。

11 本事業に関する問合せ先

本事業について質問のある場合は、件名の先頭に【地域情報発信力強化事業に関する質問】と付記し、メール本文に質問事項を記載して事務局宛てに電子メールにて送付ください（件名の先頭に【地域情報発信力強化事業に関する質問】と付記してください）。回答は個別に電子メールにて送付します。

なお、応募に係る質問の受付は令和5年6月30日（金）正午（必着）までとします。それ以降に到着した質問については回答できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(別紙)

補助事業における消費税の取扱いについて

1 消費税仕入控除税額に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

補助事業において支払う消費税を補助対象として計上する場合には、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告において仕入控除税額が明らかとなった場合に、当該補助金に係る仕入控除税額を報告し、交付規程に従い補助金を返還しなければなりません。

そのため、原則として交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請することも可能です。

同制度の説明については以下の参考を確認してください。

【参考：仕入税額控除とは】

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

したがって、補助金により支払った消費税についても仕入税額控除を受けたときは、その控除額に含まれる補助金額を補助金交付要綱に従い国に返還しなければなりません。

<具体的処理方法>

- ・消費税の確定申告後、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・補助金に係る消費税の仕入控除税額が発生しない場合には、その理由がわかる資料を整理してください。
- ・実績報告書作成時に補助金に係る消費税の仕入控除（又は還付）税額が明らかな場合は、その分を減額して報告してください。
- ・確定検査後に、消費税の確定申告（補助事業者の事業期間が4月～3月の場合、翌年5月）があり、控除（又は還付）を受けることが通常であるため、消費税を含めて補助金の交付を受けた場合には、忘れずに本処理を行ってください。

(参考事例)

事業活動による売り上げに掛かる消費税預かり消費税が1,000万円、仕入に係る消費税(支払消費税)を700万円として消費税の確定を行ったとする。

- (1) この事業者は国から補助金を受けていない場合 $1,000 - 700 = 300$ 万円の消費税額を税務署に納付するのみである。
- (2) しかし、補助金を受け、仮に支払い消費税700万円のうち200万円が補助金によるものであったとする。

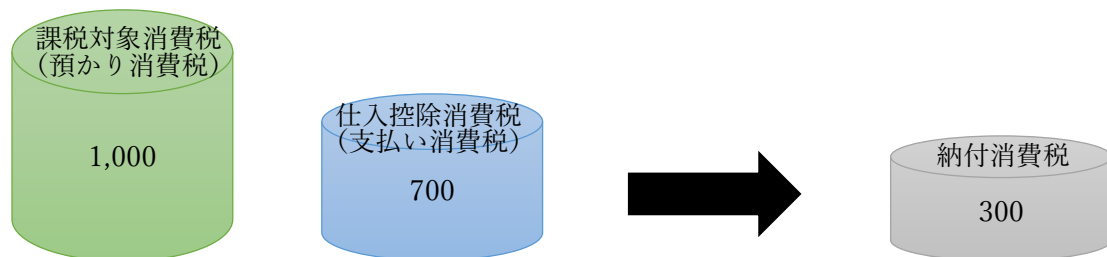
この場合、当該200万円は預かり消費税1,000万円は計上されない一方、支払い消費税700万には計上される。

このため上記の例に加え、自らが負担していない当該200万円を国へ返還することも必要となる。

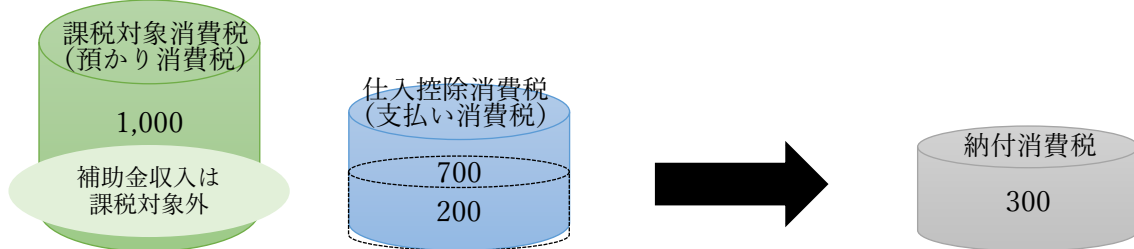
(注) ここでは、支払い消費税額700万円全額の控除が認められたことを想定。

【イメージ】

- (1) 補助金を受けていない場合



- (2) 補助金を受けている場合



2 付加価値税還付に係る処理について

<対象となる場合及び手続きの概要>

海外において支出する場合、現地で不課税対象とならない一部の経費にかかる付加価値税については、各国の制度に則った申請手続き等をとることで、還付が認められるケースがあります。

そのため、付加価値税還付制度が存在する国において補助対象として付加価値税を計上する場合には、付加価値税還付に係る検討等を行い、補助事業終了後に付加価値税還付額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る付加価値税還付額を速やかに報告することが必要です。

なお、還付代行業者などに支払う付加価値税還付に要した経費については、補助金対象経費とならない場合であっても、当該還付にのみ要した経費(※)であれば、報告と併せて証憑類を添付することで、付加価値税還付額から控除することが可能です。

付加価値税還付額が確定し、補助事業者からの報告を受けた場合には、当該付加価値税還付額に係る補助金の返還を命じることとなります。

(※補助対象外の付加価値税も含めて還付手続きをしている場合には、按分等合理的な方法により計算してください。)

<具体的処理方法>

- ・付加価値税還付にあたっては、申請者を限定する国があるなど、専門的な知識が要求されることから、補助事業の実施段階から還付代行業者などと相談のうえ付加価値税還付の可否について検討を行ってください。
- ・付加価値税還付額が確認された場合には報告書を速やかに作成します。
- ・付加価値税還付にあたっては、還付申請期限や還付手続きに要する日数が各国の事情により異なります。そのため、上記の報告書の提出にあたっては、その報告時期について確認を行う場合があります。
- ・付加価値税還付申請のため、税務当局などに請求書の原本等を提出したことにより、額の確定時に原本を用意できない場合には、コピー等による代替書類の準備をお願いいたします。